

〔事案 28-59〕 転換契約無効請求

・平成 28 年 9 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換（見直し）時、募集人より十分な説明を受けていないことを理由として、転換（見直し）前の契約の復旧等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 10 月に契約した利率変動型積立終身保険について、平成 27 年 7 月に保障一括見直しをしたが、見直し時に、過去に流産により手術給付金を受け取っている事実を募集人に伝えたにも関わらず、見直し後契約では、流産による手術給付金の額が低くなることについての説明がなく、契約内容を誤認していたことから、見直し後契約を取消しまたは無効とし、見直し前契約を復旧してほしい。また、再度流産で手術を受けたので、見直し前契約にもとづいて手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、見直し後の契約内容について、設計書等を示しながら十分な説明をしている。
- (2)流産についての説明はしていないが、申立人が次の出産は考えていないと発言したため、申立人の心情に配慮したからである。
- (3)当社には不利益事実の不告知はない。また、仮に申立人に錯誤があったとしても、申立人の重大な過失によるもので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど本契約転換（見直し）時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換（見直し）後契約の無効ないし取消しは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条 1 項にもとづき、手続を終了した。